

## 米国特許(クラス705)に関する調査結果 ～ 実例による概括的な比較分析～

USPTO のホームページにおける機械的検索により、米国特許公報の中でクラス705 (データ処理: 金融、ビジネス業務、経営、または費用・価格決定) が付与されているものについて、コンピュータの利用を想起させる下記キーワードが含まれている案件の数を調査した。

<調査に用いたキーワード>

comput\$ network\$ memory server terminal module processor program\$ database  
Internet software

この機械検索の結果に従えば、クラス705が付与されている特許公報の中で、クレームにも詳細な説明にも上記キーワードが含まれておらず、コンピュータの利用を前提としていないと推測できるものは、わずか0.25%にすぎなかった。

また、更にサンプリングによる確認を行った結果、日本の審査基準に従いクレームを判断した場合に発明の成立性に疑義があるものであっても、そのほとんどについて、詳細な説明中にコンピュータの利用に関する記載が認められ、クレームの記載次第では成立性の要件を満たしうることが確認された。

以上より、クレームの記載は制度の違いにより日米間に差異はあるものの、米国においてクラス705が付与された特許は、実質的には日本においても「発明」に該当する可能性が極めて高いことが確認された。

特許発行年	1999年	2000年	2001年
(A) クラス705が付与されたもの	1002	1057	354
(B) クレーム中に上記キーワードを含むもの	916	978	326
	91.4%	92.5%	92.1%
(C) クレーム中に上記キーワードを含まないもの	86	79	28
	8.6%	7.5%	7.9%
(D) クレーム、詳細な説明共に上記のキーワードを含まないもの	5	0	1
	0.5%	0.0%	0.3%

H13.6.4